

セグメント情報／貸出金

Jimoto Holdings

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内において、きらやか銀行及び仙台銀行が行う銀行業務を中心に、連結子会社等においてリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務、ベンチャーキャピタル業務、事務受託業務及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務等を行っております。

当社グループは、銀行業務は「銀行業」を報告セグメントに、リース業務は「リース業」を報告セグメントとしております。また、連結子会社等が行うクレジットカード業務、コンサルティング業務、ベンチャーキャピタル業務、事務受託業務及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務等は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	2025年3月期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)						
	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	31,572	6,221	37,793	675	38,469	△ 195	38,274
セグメント間の内部経常収益	59	64	123	750	874	△ 874	—
計	31,632	6,285	37,917	1,425	39,343	△ 1,069	38,274
セグメント利益	1,698	396	2,095	36	2,131	△ 0	2,130
セグメント資産	2,464,810	16,749	2,481,559	24,361	2,505,920	△ 29,273	2,476,647
セグメント負債	2,385,408	11,348	2,396,756	22,276	2,419,032	△ 25,055	2,393,977
その他の項目							
減価償却費	1,555	23	1,578	42	1,621	—	1,621
資金運用収益	24,899	1	24,900	106	25,007	△ 31	24,976
資金調達費用	1,775	93	1,869	10	1,879	△ 31	1,848
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	478	4	482	18	500	—	500

(注) 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業、事務受託業及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業等を含んでおります。

3. 調整額は以下の通りです。
(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、貸倒引当金戻入の調整です。
(2) セグメント資産の調整額△29,273百万円は、セグメント間消去です。
(3) セグメント負債の調整額△25,055百万円は、セグメント間消去です。
(4) 資金運用収益の調整額△31百万円は、セグメント間消去です。
(5) 資金調達費用の調整額△31百万円は、セグメント間消去です。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

銀行法及び再生法に基づく債権の額（連結）

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18,206	20,715
危険債権	69,379	68,179
要管理債権	3,603	3,517
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	3,603	3,517
計	91,188	92,411
正常債権	1,881,349	1,893,690
合計	1,972,538	1,986,102

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、上記1に掲げるものの以外の債権であります。
3. 要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、上記1及び2に掲げる貸出金以外のものであります。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から4に掲げる貸出金以外のものであります。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に対して問題がないものとして、上記1から5に掲げる債権以外のものに区分される債権であります。